



令和7年度（2025年度）

しゅうがくしょうらいせいど

就学奨励制度について

稲城市では、下記に該当する保護者の方に、所得に応じて小・中学校の学用品、学校給食費等の費用を支給します。下記の内容をお読みいただき、オンライン申請をしてください。なお、毎年度の申請が必要となります。前年度に就学援助または就学奨励を受けていた方も、改めてオンライン申請をしてください。

ア 就学奨励の対象になる方

就学奨励の対象となるのは、稲城市にお住まいの方で、お子さまが市内の小・中学校の特別支援学級に在籍するか、または学校教育法施行令第22条の3の規定にある障害の程度に該当する方です。

イ 就学援助制度と就学奨励制度について

就学援助制度は、就学奨励制度よりも手厚い制度です。まずは、就学援助を申請・審査し、その後該当しなかった世帯について就学奨励を審査・認定いたします。

就学援助に該当しない方も、就学奨励の対象となる方は、令和7年度就学援助・奨励制度オンライン申請をしてください。一度オンライン申請すれば、就学援助が否認定となっても、就学奨励の審査を受けられます。

※令和7年1月2日以降に稲城市に転入された方へ
申請時に令和6年に成人以上の世帯員全員分の収入の証明が必要です。詳しくは就学援助制度のお知らせをご確認ください。

ウ 申請から結果の通知まで

申請

- ① LoGoフォームにアカウント登録
- ② 申請理由・添付書類を確認
- ③ 申請登録(必要書類の添付)

※市内の小中学校にきょうだいがいるご家庭は、一度の申請で 就学援助及び就学奨励の対象児童生徒の申請を行えます。

申請期限

令和7年4月30日（水）

※申請期限を過ぎても随時受け付けておりますが、申請日を基準とし認定された方は受給開始となります。

基準日：～15日の申請・・・当該月から認定

16日～の申請・・・翌月から認定

令和7年度最終申請日：令和8年2月27日（金）

結果の通知

4月30日までに申請・・・7月上旬に申請された住所へ郵送

申請期限以降・・・申請から1ヶ月程度で申請された住所へ郵送

エ 【年間】の就学奨励費の支給予定額

世帯内の小・中学生のお子さまのうち、特別支援学級に在籍するお子さま等の分のみが支給されます。下記の金額は変動する場合があります。支給日などの詳細は、認定通知書に同封します。

支給費目	学用品・通学用品費		新入学学用品費※1	給食費	校外活動参加費	宿泊体験学習費 修学旅行費	通学費
Ⅰ・Ⅱ区分	小学生	11,640円	51,110円	実費 (約4万～6万)	実費	実費	次の項目「オ」を参照
	中学生	22,740円	60,980円	実費 (約5万～6万円)			
Ⅲ区分	無		無	無	実費	無	

4人世帯の場合、世帯総収入約800万円前後で、Ⅰ・Ⅱ区分またはⅢ区分に判別されます。年齢構成や家賃などによって基準額が変わりますので、あくまで目安です。

※1 入学前に新入学学用品費の支給を受けた方は、新入学学用品費は支給されません。

オ 通学費・通学費補助金の支給について

通学費・通学費補助金制度は、就学援助・就学奨励制度の一部です。特別支援学級通学費補助金交付申請書を提出する前に、「令和7年度就学援助・就学奨励申請」をオンラインにて行ってください。

対象者	支給額	提出書類・添付書類
公共交通機関(バス・電車)を利用して通学する児童生徒	実費※2	【提出】 ・特別支援学級通学費補助金交付申請書 【添付書類】 ・定期券や領収書のコピー 経路及び購入状況等を確認しますので以下の内容が記載されていることをご確認ください。 (氏名・期間・区間・金額)
住所上の学区とは異なる特別支援学級のある学校へ、公共交通機関を使用せず(徒歩・自家用車)通学する児童生徒	月額 2,000円	
公共交通機関を利用する児童生徒に付き添いのため公共交通機関を使用している保護者	月額 2,000円	
上記は全て、8月を除く認定の対象となった月以降の分が支給されます。		

※2 実費の計算は、最も安価な経路で最も長い期間の定期を購入した場合の一月分を算定の基礎としています。よって、実際に定期などを購入した額と一致しないことがありますので、ご理解ください。

カ よくあるお問い合わせ

Q. 賃貸住宅に住んでいますが、最新の賃貸契約書が見当たりません。

A. 家賃に関する書類を添付しなくても申請できますが、添付がない場合、家賃0円とみなして持ち家の方と同じ条件で世帯の総収入額から判定をします。なお、添付した場合、世帯の総収入月額から家賃分(ただし、2人世帯は64,000円、3～5人世帯は69,800円、6人世帯は75,000円、7人以上の世帯は83,800円が上限です)を引いて判定するため有利になります。また、申請理由が生活保護費受給や児童扶養手当受給等(収入以外の申請理由)の方は添付不要です。

Q. 就学奨励を受けると、学校からの請求などが免除されますか？

A. 学校から請求されます教材費や校外活動費は、学校の指定に従って納めてください。後日、学校からの報告に基づいて、学務課が申請時にご入力いただいた保護者様の口座へ、前記の項目「エ」の「支給予定額」の金額を振り込みます。直接お渡しいたしませんので、就学援助や就学奨励を受けていることを他の方に知られることはありません。

問い合わせ先：稲城市教育委員会学務課

TEL：042-378-2111